

保険コンプライアンス・ オフィサー2級の あらまし

■ 保険コンプライアンス・オフィサー2級とは

「保険コンプライアンス・オフィサー2級」は、保険会社の初級・中級管理者および内勤職員の方々を対象として、日常業務において直面するコンプライアンスに関する諸問題に対処するために必要な実務知識の習得度合いを判定するものです。

■ 認定率と応募者数

CBT方式（コンピュータ試験）は年間を通して実施され、受験者ごとに異なる問題が出題されるため、認定率は一律の統計値ではなく、「目安」としての公表となっています。以下の数値を参考にしてください。

認定率の目安	60%～65%
直近の応募者数	688名（2025年10月実施 全国統一試験）

CBT方式 コンプライアンス・オフィサー認定試験 「保険コンプライアンス・オフィサー 2 級」実施要項

CBT方式によるコンプライアンス・オフィサー認定試験の実施につき、本種目の概要は、次のとおりです。

※CBT方式コンプライアンス・オフィサー認定試験は、株式会社CBTソリューションズの試験システムおよびテストセンターにて実施します。

■試験の内容についてのお問合せ

日本コンプライアンス・オフィサー協会（経済法令研究会 検定試験運営センター）

HP：https://jcoa.khk.co.jp/ TEL：03-3267-4826（平日 9：30～17：00）

お問合せフォーム：https://www.khk.co.jp/contact/

■試験の申込方法や当日についてのお問合せ

株式会社CBTソリューションズ 受験サポートセンター

TEL：03-5209-0553（8：30～17：30 ※年末年始を除く）

実施日程	2026年4月27日（月）～2027年3月31日（水）
申込日程	2026年4月24日（金）～2027年3月28日（日） ※株式会社CBTソリューションズのホームページからお申込ください。 https://cbt-s.com/examinee/
申込方法	〈個人申込〉 インターネット受付のみ 〈団体申込〉 検定試験運営センターCBT試験担当（03-3267-4821）までお問合せください。
受験料	5,500円（10%消費税込） ※事務手数料330円（10%消費税込）が別途発生します。
会場	全国の共通会場（テストセンター）にて実施
出題形式	四択択一式
試験時間	120分
科目構成 出題数	①総論：10問 ②各論：保険の募集・締結・保全におけるコンプライアンス：25問 ③各論：商品販売におけるコンプライアンス：5問 ④各論：資産運用におけるコンプライアンス：5問 ⑤各論：内部管理におけるコンプライアンス：5問 計50問
認定基準	100点満点中60点以上
結果発表	即時判定。 試験終了後に、スコアレポート・出題項目一覧が配付されます。 受験日の翌日以降、合格者はマイページから合格証書をダウンロードしてください。

※2026年度は、原則として2026年4月1日現在で施行されている法令等にもとづいて出題されます。2026年6月1日に施行される改正保険業法は対象外となります。

保険コンプライアンス・オフィサー 2 級 出題範囲

【総 論】

(1) コンプライアンス態勢の構築

- ① 顧客本位の業務運営に関する原則
- ② コンプライアンス・リスク管理基本方針
- ③ 営業チャネルのコンプライアンス・リスク管理

(2) コンプライアンスと法的責任

- ① 代理店業務品質評価運営
- ② サイバーセキュリティ対策
- ③ マネー・ローンドリング対策
- ④ カスタマーハラスメント対策

(3) 金融行政とコンプライアンス

- ① 金融庁・財務局の立入検査
- ② 行政処分の基準

(4) 金融取引関連法令

- ① 民法
- ② 消費者契約法
- ③ 金融サービスの提供に関する法律
- ④ 景品表示法
- ⑤ 独占禁止法 ほか

【各 論】

1. 保険の募集・締結・保全におけるコンプライアンス

(1) 保険募集人の資格

- ① 保険募集人の登録要件
- ② 保険募集に従事する役人または使用人

(2) 保険契約の募集

- ① 保険募集・募集関連行為
- ② 保険募集における審査体制
- ③ 告知業務違反
- ④ 被保険者同意
- ⑤ 保険契約の締結等に関する禁止行為
- ⑥ 乗換募集
- ⑦ 意向把握・確認義務
- ⑧ 電磁的手段等を用いた保険募集

(3) 保険契約の締結

- ① 契約（責任開始）前事故・発病ルール
- ② 代筆
- ③ 復活
- ④ クーリング・オフ制度

(4) 保険契約の保全

- ① 被保険者による解除請求
- ② 保険金受取人の変更
- ③ 介入権
- ④ モラルリスク

(5) 団体保険等

- ① 全員加入団体定期保険
- ② 事業保険
- ③ 団体扱契約監督事務の留意点 ほか

2. 商品販売におけるコンプライアンス

(1) 商品販売の規制

- ① 非公開情報保護措置
- ② 保険募集指針に関する規制
- ③ 保険募集制限先規制
- ④ 適合性の原則
- ⑤ 外貨建保険の募集
- ⑥ 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認
- ⑦ 金融商品法等における広告規制
- ⑧ 投資勧誘における禁止行為

(2) 損害保険

- ① 損害保険の取扱い
- ② 損害保険代理店の自己契約と特定契約 ほか

3. 資産運用におけるコンプライアンス

(1) 運用規制の内容

- ① 有価証券取引規制
- ② 相場操縦的行為
- ③ 損失補填規制

(2) 融資にかかわる規制

- ① 浮貸し等
- ② インサイダー取引規制
- ③ 不動産取引規制 ほか

4. 内部管理におけるコンプライアンス

(1) 経営管理態勢

- ① 金融ADR制度
- ② 反社会的勢力の一切の関係遮断
- ③ 不祥事件への対応
- ④ 個人情報保護

(2) 人事・労務管理

- ① ハラスメント
- ② 公益通報者保護制度 ほか

総 論

【問－１】顧客本位の業務運営に関する原則①

金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「本原則」という。）に関する記述について、金融庁の考え方に適合しないものは次のうちどれですか。

- (1) 本原則は、金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指すうえで有用と考えられる原則を定めるものである。
- (2) 本原則は、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて顧客本位の業務運営を実質的に実現することができるようにする「プリンシプルベース・アプローチ」ではなく、金融事業者がとるべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」を採用している。
- (3) 金融事業者が本原則を採択する場合には、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、当該方針に基づいて業務運営を行うことが求められる。
- (4) 金融事業者が自らの状況等に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、一部の原則を実施しないことも想定されている。

解説&正解

Check



金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「本原則」という。）は、金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指すうえで有用と考えられる原則を定めるものである（本原則２頁）。したがって、(1)は適切である。

本原則は、金融事業者がとるべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」ではなく、金融事業者が各々の置かれた状況に応じ

て、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用している（本原則 2 頁）。したがって、(2)は適切でなく、これが本問の正解である。

金融事業者が本原則を採択する場合には、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、当該方針に基づいて業務運営を行うことが求められる（本原則 3 頁）。したがって、(3)は適切である。

金融事業者が、自らの状況等に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、一部の原則を実施しないことも想定されるが、その際には、それを「実施しない理由」等を十分に説明することが求められる（本原則 3 頁）。したがって、(4)は適切である。

〈正解：(2)〉

各論：保険の募集・締結・保全におけるコンプライアンス

【問－21】 保険募集人の登録要件①

保険業法が定めている保険募集人の登録拒否事由に該当する者として、適切なものの組合せは次のうちどれですか。

- (a) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない者
- (b) 破産者で、復権を得てから3年を経過していない者
- (c) 成年被後見人または被保佐人である者
- (d) 法人で、その保険募集を行う使用人のうち、金融サービス仲介業者に該当する者

- (1) (a) (b) (d)
- (2) (a) (d)
- (3) (b) (c) (d)
- (4) (b) (c)

解説&正解

Check



保険業法279条1項および保険業法施行規則214条の3では、内閣総理大臣が保険募集人を拒否する場合（登録拒否事由）を定めている。（下線は、筆者による。）

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 二 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に

処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくな
った日から三年を経過しない者

三 省略

四 省略

五 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない
者として内閣府令で定める者

六～八 省略

九 法人でその役員のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として
内閣府令で定める 者

ロ 第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者

十 個人でその保険募集を行う使用人のうちに第七号又は次号ロに該当
する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに次のいずれか
に該当する者のあるもの

イ 第七号に該当する者

ロ 金融サービス仲介業者

(心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者
等)

第214条の3 法第279条第1項第5号に規定する内閣府令で定める者
は、精神の機能の障害により保険募集に係る業務を適正に行うに当たっ
て必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とす
る。

2 法第279条第1項第9号イに規定する内閣府令で定める者は、精神
の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断
及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

各論：商品販売におけるコンプライアンス

【問－79】 非公開情報保護措置規制①

非公開情報保護措置規制に関する記述について、適切でないものは次のうちどれですか。

- (1) 非公開金融情報とは、銀行等の役員または使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引または資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引または資産に関する公表されていない情報である。
- (2) 顧客の預金の種類、残高などの情報は非公開金融情報に該当するが、顧客が自行に預金口座を有しているという事実のみでは非公開金融情報には該当しない。
- (3) 銀行等が、非公開金融情報を保険募集に係る業務に利用する場合には、非公開金融情報の利用についての顧客の同意を、書面によって取得しなければならない。
- (4) 非公開金融情報の利用について、顧客の同意を取得する際には、当該同意の有効期間およびその撤回の方法、非公開金融情報を利用する保険募集の方式、利用する非公開金融情報の範囲を顧客に具体的に明示する必要がある。

解説&正解

Check



銀行等が保険募集を行うときには、保険募集以外の業務において取り扱う顧客に関する非公開金融情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく保険募集に係る業務に利用されないことを確保するための措置を講じている必要がある。非公開金融情報とは、その役員または使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引または資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引または資産に関する公表されていない情報を

いう（保険業法施行規則212条2項1号イ）。したがって、(1)は適切である。

顧客が自行に預金口座を有しているという事実のみでは非公開金融情報に該当しないが、顧客の預金の種類、残高などの情報は非公開金融情報に該当するとされる。したがって、(2)は適切である。なお、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-6-2(1)④（注）（以下、「監督指針」という。）によると、顧客の属性に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日および職業）は非公開金融情報に含まれないとされている。

前述のとおり、非公開金融情報を保険募集に係る業務に利用することに関する顧客の同意は「事前に書面その他の適切な方法」で取得すれば足りる。したがって、同意を取得する方法を書面に限っている点で(3)は適切でなく、これが本問の正解である。

監督指針Ⅱ-4-2-6-2(1)では、銀行等が非公開金融情報の利用について顧客の同意を取得する際には、当該同意の有効期間およびその撤回の方法、非公開金融情報を利用する保険募集の方式（対面、郵便等の別）、利用する非公開金融情報の範囲（定期預金の満期日、預金口座への入出金に係る情報、その他金融資産の運用に係る情報等）を顧客に具体的に明示することとされている。したがって、(4)は適切である。

〈正解：(3)〉

各論：資産運用におけるコンプライアンス

【問－93】 保険会社の資産運用規制等①

保険会社の資産運用規制等に関する記述について、適切でないものは次のうちどれですか。

- (1) 「資産の運用」は、「保険の引受」と一体不可分の業務であることから、保険業法上、保険会社の固有業務として位置づけられている。
- (2) 保険会社における資産の運用は、安全性、収益性、流動性、効率性の原則に則って行われる必要がある。
- (3) 保険会社が資産の運用を行う場合には、有価証券の取得、金銭債権の取得等法令に定められた方法によらなければならない。
- (4) 保険会社の資産の運用額については厳格な制限が設けられており、同一人に対する資産の運用額は総資産の10%を超えてはならないとされている。

解説&正解

Check



保険会社が行うことができる業務は、保険業法により、①保険業を行うために必要となる業務（固有業務/同法97条）、②固有業務に付随する業務（付随業務/同法98条）、③本来的には他業であるが、保険会社が行うことを保険業法が認めた業務（法定他業/同法99条）に限定されている。そして、保険会社は、これらおよび「他の法律により行う業務のほか、他の業務を行うことができない」とされている（同法100条）。保険会社が保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行うことは、保険の引受とともに保険会社の固有業務とされている。したがって、(1)は適切である。

保険会社の資産のほとんどが多数の保険契約者から預かった保険料の運用としてのものであり、また、その資産は、将来の保険金の支払いに備えるも

のでもある。よって、資産の運用にあたっては、こうした資産の特色を踏まえ、安全性、収益性、流動性、公共性の原則に則って行う必要がある。したがって、「公共性」ではなく「効率性」を掲げている(2)は適切でなく、これが本問の正解である。

資産運用の方法に関しては、その健全性の確保の観点から、保険業法上、有価証券の取得、不動産の取得、金銭債権の取得、金銭の貸付け、預金または貯金等、13の方法が定められており、定められた方法によらなければならないものとされている（保険業法97条2項、同法施行規則47条）。したがって、(3)は適切である。

保険業法上、保険会社の資産運用上のリスク回避、保険金等の円滑な支払いなどの観点から、資産の運用額について制限が設けられており、同一人に対する資産の運用額（当該同一人が発行する社債および株式、当該同一人に対する貸付金や預金等の合計額）については、総資産の10%を超えてはならないとされている（保険業法97条の2第2項、同法施行規則48条の3）。したがって、(4)は適切である。

〈正解：(2)〉

各論：内部管理におけるコンプライアンス

【問－107】金融ADR制度①

保険業法および金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」に規定されている、金融ADR制度に関する記述について、適切なものは次のうちどれですか。

- (1) 保険契約者が保険代理店である銀行を通じて保険に加入した場合、その銀行が全国銀行協会に加盟している銀行であっても、当該保険契約に関する紛争の解決の申立てを全国銀行協会に行うことはできない。
- (2) 指定紛争解決機関から提示された特別調停案に対し、顧客の受諾後1ヵ月以内であれば、保険会社は指定紛争解決機関に特別調停案を受諾しないことを申し出ることにより、和解の成立を拒否することができる。
- (3) 和解が成立することなく手続きが終了した旨の通知を受けた後、1ヵ月以内に申立て当事者が訴訟を提起した場合には、申立書の受付時に遡り、時効の完成猶予の効力が生じる。
- (4) 保険会社は、顧客からの申し出を形式的に「苦情」と「紛争」に分別し、それぞれを個別事案として対処していくことが重要である。

解説&正解

Check



銀行・保険・証券など、業態ごとに金融ADR制度の枠組みが構築されており、行政庁から指定された紛争解決機関が紛争解決にあたることになる。代表的な指定紛争解決機関の1つとして一般社団法人生命保険協会があり、生命保険業務に関しての裁判外紛争解決は当機関で行われるが、いわゆる銀行窓販領域に関する紛争解決の申立ては、保険代理店である銀行が一般社団

法人全国銀行協会に加盟していれば、銀行業における代表的な指定紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会にも行うことが可能である。したがって、(1)は適切でない。

指定紛争解決機関は、保険業法および業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行うものとされており（保険業法308条の5第1項）、業務規程には、保険会社との間で締結する手続実施基本契約の内容に関する事項を盛り込む必要がある（同法308条の7第1項1号）。この手続実施基本契約には、同法308条の7第2項5号に基づき、「紛争解決委員は、紛争解決手続において、前号の和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、保険業務等関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができること」とされている。ここでいう特別調停案については、原則として保険会社は受諾する必要があるが（同法308条の7第6項柱書）、保険会社の裁判を受ける権利との関係で、会社は顧客の受諾1ヵ月以内に訴訟提起することにより、一定の条件の下、和解の成立を拒否できるとされている（同項2号）。したがって、「特別調停案を受諾しないことを指定紛争解決機関に申し出ること」により、和解の成立を拒否できるとしている(2)は適切でない。

和解成立の見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合で、紛争解決を申し出た当事者が手続終了の通知を受けた日から1ヵ月以内に訴訟を提起した場合には、紛争解決手続における請求の時に遡って時効の完成猶予の効力が発生する（保険業法308条の14）。したがって、(3)は適切であり、これが本問の正解である。

金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」Ⅱ-4-3-1(2)においては、「苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融ADR制度においては、指定ADR機関において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、保険会社においては、顧客

☆ 本書の内容等に関する訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に誤記の訂正等の必要が生じた場合には、
当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

コンプライアンス・オフィサー認定試験

保険コンプライアンス・オフィサー2級対策問題集 2026年度受験用

2026年5月20日 第1刷発行

編 者 日本コンプライアンス・
オフィサー協会

発 行 者 高 橋 春 久

発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 03-3267-4811(代)

<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

印刷／あづま堂印刷(株) 製本／(株)ディスカバリー

© Japan Compliance Officer Association 2026

ISBN978-4-7668-7448-8

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。